別表三（第二条関係）
特定指定職在職者等

特定指定職在職者	特定指定職在職者に相当するもの
［略］	［略］ 個人情報保護委員会の非常勤の委員 カジノ管理委員会の非常勤の委員 ［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部改正）

第二条　内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、内閣府沖縄総合事務局長に委任する事務の範囲については、第一号の規定にかかわらず、第一号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が定めるものとする。 一　［略］ 二　委任を受ける者 ［1～6　略］ 7　カジノ管理委員会の所掌に属する補助金等の事務　カジノ管理委員会事務局長 8・9　［略］	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第十六条の規定に基き、内閣府の所管に属する補助金等の事務を委任する範囲及びその委任を受ける者は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、内閣府沖縄総合事務局長に委任する事務の範囲については、第一号の規定にかかわらず、第一号に掲げる事務のうち内閣総理大臣が定めるものとする。 一　［同上］ 二　委任を受ける者 ［1～6　同上］ ［号の細分を加える。］ 7・8　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表三（第二条関係）
特定指定職在職者等

特定指定職在職者	特定指定職在職者に相当するもの
［同左］	［同左］ 個人情報保護委員会の非常勤の委員 ［同左］